

# 東京慈恵会医科大学研究データ管理・利活用ポリシー 解説・補足

制定 2026年1月1日

## 【はじめに】

本資料は、『東京慈恵会医科大学研究データ管理・利活用ポリシー』の表現や用語の示す意味などについて解説するものである。

## 【ポリシーの名称について】

東京慈恵会医科大学における研究データの取り扱いに対する考え方を表す名称として、『東京慈恵会医科大学研究データ管理・利活用ポリシー』を採用した。本ポリシーにおける「研究データ」の定義は後述するが、研究活動によって収集・生成されたデータだけではなく、「教育」や「医療」において収集され、研究目的で利用されるあらゆるデータを対象としている。また、科学研究の基本原則であるオープンサイエンスの促進に向けて、データの「管理」だけではなく、本学や他機関の研究者が「利活用」することを目的に「管理・利活用ポリシー」とした。

## 【前文①】

東京慈恵会医科大学（以下「本学」という。）は、建学の精神「病気を診ずして病人を診よ」に基づき、医師・看護師の育成、医学・看護学研究の振興、医療の実践を通して人類の健康と福祉に貢献することを本学の使命とし、研究者自らが研究データの記録を徹底し、研究成果を社会へ公開することを研究者行動規範に定め、社会との対話を進めている。

本学は、教育・研究・医療で得られた研究データを適切に管理及び利活用し、法令・他の規程等を遵守しながらも、可能な限り研究成果及び研究データを社会へ還元し、さらなる学術研究の発展に貢献することを目的として、本ポリシーを定める。

本ポリシーは、教育・研究・医療活動で生み出される研究データを、適切に管理し、可能な範囲で利活用（公開・共有）し、社会へ還元するための基本方針である。オープンサイエンスを促進する一方で、本学が取り扱う研究データにおいては、法令やその他の要件により公開が制限される情報も含まれるため、可能な限り研究成果及び研究データを社会へ還元することを明記した。

## 【前文②】

なお、本ポリシーは、本学が定める規程や契約等の実施に制約を与えるものではない。

研究データの管理及び公開にあたっては、『東京慈恵会医科大学における研究データの保存等に関する内規』をはじめとした学内規程や共同研究契約、試料提供契約（MTA）などの契約によって、管理方法や公開可否が定められていることがある。本ポリシーはこれら学内規程や契約等の実施に制約を与えるものではないことを示している。

## 【研究データの定義】

1. 本ポリシーにおける「研究データ」は、本学の教育、研究、医療の過程で収集された情報のうち「学術研究」を目的として利用されるものを指し、デジタル・非デジタルを問わない。

本ポリシーにおける「研究データ」とは、研究の事前調査や本調査の目的で収集・生成・分析された教育・研究・医療に関するデータを指す。データの加工有無やデータ形式等に指定はない。

加工過程におけるタイプ	生データ、加工データ、二次データ、最終データ等
データ種別によるタイプ	数値データ、テキストデータ、画像データ、ソースコード、音声データ等
参考データ	研究ノート、メタデータ、コードブック、プロンプト、研究関連資料等
フォーマット	デジタルデータ、アナログデータ等

## 【研究データの管理】

2. 本学は原則として、研究データを収集または生成した研究者が研究データ管理を行う権利と責務を有していることを認め、本学の研究者は、各研究分野における法的及び倫理的要件等に従って研究データを管理する。

ここでは、研究データ管理に係る研究者の権利と責務について示している。研究分野や取り扱う研究データによって、機密性・匿名加工の要否等が異なるため、法的及び倫理的要件等に従って管理することとした。

『研究者行動規範』及び『東京慈恵会医科大学における研究データの保存等に関する内規』で定めているように、適正な研究活動を推進するために、研究データの管理は研究者の重要な責務である。特に、研究成果発表（論文や講演）のもととなった研究データは、発表内容の正確性や信憑性を確保する重要なデータであり、適切な管理が求められる。また、研究データを作成又は管理していた研究者が転出・退職する際は、『東京慈恵会医科大学における研究データの保存等に関する内規』に従い適切に対応しなければならない。

## 【研究データの公開・利活用】

3. 本学の研究者は、各研究分野における法的及び倫理的要件等に従ってデータの公開範囲を決定し、データ作成者及びデータ管理者の意向を考慮したうえで、可能な限り研究データを公開及び利活用する。

研究データの公開には、大きく二つの目的がある。一つは、研究成果を社会へ公開し、新たなイノベーションの創出を促すこと、もう一つは、研究の透明性を確保し、社会への説明責任を果たすことである。

研究データの公開及び利活用を推進する一方で、法的及び倫理的要件等により公開が制限されるデータや関係者の意向を尊重すべきデータも含まれるため、ここでは「可能な限り」データを公開することとした。特に、職務発明に関連する研究データは、研究成果の社会実装において、将来、高い価値を残す可能性が考えられ、知的財産として保護される必要があることから、「データ作成者及びデータ管理者の意

向を考慮」することも本ポリシーに加えた。

### 【大学の責務】

#### 4. 本学は、研究データの管理及び利活用の推進に必要な環境を整備する責務がある。

ここでは、研究データの管理及び公開の推進にあたり、大学が適切な環境整備を行うことを示している。環境整備の具体例としては、以下のものが考えられる。

- データマネジメントプランの作成支援
- 機関リポジトリ等の公開プラットフォームの提供
- 研究データの管理や公開に関して留意すべき法令や契約、学内規程の情報提供
- 職務発明に関する相談、試料提供契約・共同研究契約等の法務に関する相談
- 本ポリシーの内容や上記環境整備に関する周知

### 【その他】

#### 5. 本ポリシーは法令、社会や学術環境の変化に応じて、適宜見直しを行うものとする。

時代にあつた、柔軟な改変を可能とするために、ポリシーの見直しの可能性を示している。